

会員各位

会費、審査料、大会・講習会参加料他について（周知）

平素は高知県弓道連盟の活動にご協力を頂き、誠にありがとうございます。

令和4年4月から、高知県弓道連盟会費、入会金、審査料、大会参加料、講習会参加料等の納付を納入の明確化や事務負担軽減等のため振込のみとさせていただきます。

今回会員の皆様の公平性を高める取り組みとして納入時期や会費の取扱等一部変更いたします。これまでの取り扱いと合わせて【会費、審査料、大会・講習会参加料他の取り扱いについて】の通り周知いたします。

会員の皆様にはお手数をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

会費、審査料、大会・講習会参加料他の取り扱いについて

目 次	ページ
1. 高知県弓道連盟の会員が参加条件となる諸行事等	1
2. 会員要件	1
1) 継続会員	
2) 新規加入会員	
3. 審査	2
4. 各種大会・講習会参加	2
(添付資料)	
①年会費等振込記入例	
②審査料他振込記入例	
③審査料・登録料	
「連合審査会（五段）・中央審査会等（六段～八段、錬士、教士）」審査料	
④全日本弓道連盟主催大会参加費他振込扱い周知文	
⑤年会費、審査料・参加料他の”振込こみ”等に関するQ & A	

1. 高知県弓道連盟の会員が参加条件となる諸行事等

高知県弓道連盟の会員が参加条件となるものは次の通りです。

- ①全ての審査
- ②高知県弓道連盟、四国弓道連盟連合会、全日本弓道連盟が主催する行事及び実施要項等で指定された行事

2. 会員要件

高知県弓道連盟の会員になるためには入会金と年会費の納入が必要です。（振込のみ）

年会費を指定の期日までに納入することにより、高知県弓道連盟の会員が参加条件となる諸行事に参加できます。（令和5年度より、事務煩雑のため「ゆうちょダイレクト」他のネットでの振込は不可とします。）

1) 継続会員

- ①年会費（4月1日～5月末日に納付。遅れても納付時期に拘わらず同じ）

年会費8,000円（連盟会費6,000円、全日本弓道連盟納付金2,000円）

- ・中・高生のうち高知県下の学校の弓道部及びその所属者は、免除されます。
- ・大学等の弓道部所属者は各弓道部単位（一般会員1人分に相当）での納付となります。

年会費6,000円（連盟会費6,000円、全日本弓道連盟納付金免除）

- ②納入時期（各大学等の弓道部含む）

- ・4月1日から5月末日までに納付いただいた会員

8,000円（連盟年会費6,000円、全日本弓道連盟納付金2,000円）
※大学弓道部は6,000円（全日本弓道連盟納付金免除）

※4月、5月の諸行事へは会費納入期限内に納付するものとして参加可

- ・4月1日から5月末日までに納付のなかった者

期限内に納付していただいた会員との不公平感払拭のため資格等の制限を設けます。

- ①6月1日から9月末までの納付者

- ・9月末までの会員資格が必要な各種行事への参加・申込不可とします。10月1日から行事へは参加・申込可。

8,000円（連盟年会費6,000円、全日本弓道連盟納付金2,000円）

- ②6月1日から9月末までに納付がなかった者

- ・当年度の会員資格が必要な各種行事への参加・申込不可。（翌年度に年会費納付まで制限（4月～5月に諸行事に参加した年会費の未納者は、翌年度以降も当該年度分の納付完了まで資格制限は続きます。）

2) 新規加入会員

- ①入会金、年会費（全日本弓道連盟納付金含む）

- ・4月1日から9月末日までの加入者

10,000円（入会金2,000円、連盟年会費6,000円、全日本弓道連盟納付金2,000円）

- ・10月1日から翌年3月31日までの加入者

7,000円（入会金2,000円、連盟年会費3,000円、全日本弓道連盟納付金2,000円）

- ②納入時期

- ・新規加入者は随時受付ます。
- ・入会金と年会費を納入後各種行事等へ参加可とします。

3. 審査

高知県弓道連盟の会員が対象です。（上記【2. 会員要件】を満たしていること）

1) 地連定期審査（無指定から4段まで）申込み手続

①定期審査実施要項に基づき所定の期日までに手続きをしてください。

- ・審査申込書、学科レポート提出（令和5年度もレポート提出となっています。）
- ・審査料の振込等が必要です。（現金不可）
- ・審査料等は別紙「審査料・登録料等」を確認してください。

（注意）中・高・大学生で弓道部に所属する受審者で高知県で初めて受審される方は、個人会員登録（全日本弓道連盟ID取得含む）のため受審料に加え入会金2,000円の納入が必要です。

2) 連合審査（五段）、中央審査会等（錬士、教士、六段～八段）申込み手続

①審査申込書、学科レポートは地連担当者へ地連が指定する期日までに担当者へ提出してください。

審査申込書を地連会長が承認後主管地連・全日本弓道連盟へ郵送します。

②審査料は地連指定の口座へ指定期日までに、必要事項を明記の上振込してください。

（必要事項等の記載のない場合は、受付・受審出来ない場合あり。各手数料を差引後返金処理します。）

（所定の振り込み用紙を利用してください。「ゆうちょダイレクト」他のネット利用は不可）

③地連事務手数料として1,000円を徴収します。（審査料に加算し納付してください。）

※五段は令和5年4月10日以降の審査より適用します。

④審査料等は別紙「審査料・登録料等」を確認してください。

3) 受審

①各審査実施要項を確認し受審してください。

②登録料納付

- ・無指定～五段までは審査当日合格発表後納付
- ・中央審査等は後日納付

4. 各種大会・講習会参加

高知県弓道連盟、四国弓道連盟連合会、全日本弓道連盟が主催する行事及び実施要項等で指定された行事への参加は、高知県弓道連盟の会員が対象です。（上記【2. 会員要件】を満たしていること）

1) 当日受付の行事

- ・月例会、納射会、射初め会、高知市長杯、近的選手権、百射会、遠的大会、全日大会予選会
定期審査対象講習会
- ・参加料は当日納付

2) 各種要項等に基づき所定の期日までに申し込みが必要なもの

- ・市町村対抗弓道大会、県下勤労者弓道大会、県下実業団大会、西四国弓道錬成大会、
- ・四国弓道連盟連合会や全日本弓道連盟主催行事
- ・要項等で指定された行事
- ・参加料は要項に基づき納付。（個人での納付と全日本弓道連盟行事等地連でまとめて納付する場合がある。）

以上